

宇部市こどもと大人の発達相談センター 体制及び業務内容

1 体制

(1)職員体制

- ・ 統括管理者
- ・ コーディネーター
- ・ 相談員
- ・ 事務及び窓口対応職員

2 業務内容

(1)関係機関との連携・コーディネート

① 関係機関への発達支援

<情報共有・支援連携>

- ・ 幼稚園・保育園(以下、「園という。」)・小学校の連携
- ・ 個別の教育支援計画及びパーソナル手帳などを活用し、就学前から学齢期、社会への参加

② 巡回等アウトリーチ

<早期発見・早期支援>

- ・ 市内の園を巡回訪問
- ・ 園、小・中学校、事業所等など対象者の生活の場に出向く

③ 健診・就学相談等支援

<相談等支援>

- ・ 市が実施する年齢別健診実施後、発達障害等にかかる相談
- ・ 宇部市教育委員会が実施する就学相談会

(2)相談・アセスメント

① 発達・生活相談

- ・ 生活や学習、就労等多様な相談に対応し、適切な機関に繋ぐための情報提供や連絡調整
- ・ 対象者の特性に応じた生活や学習、就労等スキル向上のための助言
- ・ 対象者への相談後のフォローアップ

② 対象者サポート

- ・ 保護者の心理的支援を行うとともに家庭における育て方等への助言等
- ・ 保護者間の交流や交流の場の提供

③ 支援者サポート

- ・ 園、小・中学校、市が実施(委託含む。)している子育て支援センター、

福祉サービス事業所、相談支援事業所、就労支援事業所など関係機関職員への支援方法の提示や研修等を実施

④ 心理検査等(以下「検査」という。)の実施

- ・ 5歳児健康診査及び就学相談会並びに園巡回支援において必要がある場合は、可能な限り対象者の状態に応じた検査を実施し、検査料は徴収しない。
- ・ 検査を実施する場合、必要に応じて、市域にある臨床心理相談センターや医療機関と連携し、検査をすることができる。
- ・ 個別に依頼があった場合は、必要に応じて検査を実施し、検査を実施する際は、センターの自主事業として別途検査料を設定して実施する。

(3)情報集約・管理

- ① 個人情報の管理
- ② システムの活用 (※今後、市がシステムを導入した場合)

(4)発達支援検討会設置

- ① 関係機関で構成する検討会を設置し、事例検討等を通じて、支援方法のスキルアップや情報共有等を行いながら、対象者への切れ目のない支援体制を構築
- ② 年に2回程度開催
- ③ センター運営・対象者に対する支援体制等を検討

(5)情報発信・研修機能

- ① 講演会・研修会の開催
- ② 市が実施する普及・啓発活動への参加
- ③ 広報活動
- ④ 人材育成・人材支援

(6)福祉なんでも相談窓口との連携

- ① 福祉なんでも相談窓口連絡会へ参加 (月1回)
- ② 支援者会議等へ参加 (ネットワークの構築)
- ③ 対象者に関わる事案について関係機関と情報共有し、支援の在り方について協議